

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 5月の主要経済指標 投資の減速が続く
- 人民銀行 2015年 GDP 成長率予測 7.0%に下方修正

【産 業】

- 5月の自動車販売 前年同月比▲0.4% 2ヶ月連続でマイナスに

【貿易・投資】

- 四川省 7月1日より最低賃金引き上げ

【金融・為替】

- 5月の人民元新規貸出 9,008億元 前年同月比 43億元減少
- 「人民元国際化報告」人民元の資本項目自由化をさらに推進

■ RMB REVIEW

- 動意に欠ける人民元、来週も横ばいを予想

■ EXPERT VIEW

- 非居住者企業の納税計算と申告手続の変更



本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆5月の主要経済指標 投資の減速が続く

国家統計局は11日、5月の主要経済指標を発表した。生産と消費の伸びは前月から僅かな上昇を見せた一方、投資の伸びは引き続き鈍化した。

工業生産(付加価値ベース)は前年同月比+6.1%と、伸びは前月より0.2ポイント上昇。社会消費財小売総額は前年同月比+10.1%と、伸びは前月より0.1ポイント上昇した。一方、1-5月の固定資産投資は前年同期比+11.4%と、伸びは前月より0.6ポイント低下し、10ヶ月連続で鈍化した。

同局は、資金の不足と新規着工プロジェクトの不足が、固定資産投資減速の2大要因と指摘。1-5月の投資向け銀行貸出は前年同期比▲6.3%と3ヶ月連続でのマイナス。また、1-5月の新規着工プロジェクト数(除く不動産)は同+0.5%と、前月より0.3ポイント上昇したものの、低水準に止まり、1億元以上のプロジェクト数は同▲20.0%と前年比大幅に減少しているという。

5月の消費者物価指数は前年同月比+1.2%と前月より0.3ポイント下落し、政府の通年目標の3.0%の半分にも及ばない水準。品目別では、食品が同+1.6%、非食品が同+1.0%。食品のうち、野菜が同+6.5%、肉類が同+3.1%、穀物が同+2.4%と伸びが大きかったものの、ともに前月の伸びより鈍化。また、卵は同▲13.2%、油脂は同▲3.5%と下落幅が大きかった。なお、5月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比▲4.6と前月比横ばいで、39ヶ月連続でマイナスとなった。

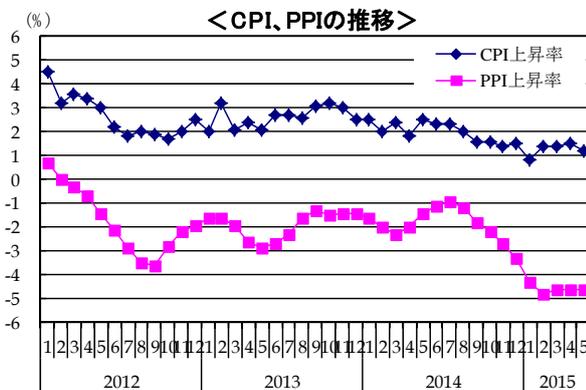
＜5月の主要経済指標＞

項目	金額	前年比(%)	
固定資産投資(除く農村企業投資)*	(億元)	171,245	11.4
第一次産業	(億元)	4,213	27.8
第二次産業	(億元)	70,802	9.6
第三次産業	(億元)	96,230	12.1
民間固定資産投資*	(億元)	112,022	12.1
工業生産(付加価値ベース)**	-	-	6.1
社会消費財小売総額	(億元)	24,195	10.1
消費者物価上昇率(CPI)	-	-	1.2
工業生産者出荷価格(PPI)	-	-	▲4.6
工業生産者購買価格	-	-	▲5.5
輸出	(億米ドル)	1,907.5	▲2.5
輸入	(億米ドル)	1,312.6	▲17.6
貿易収支	(億米ドル)	594.9	-

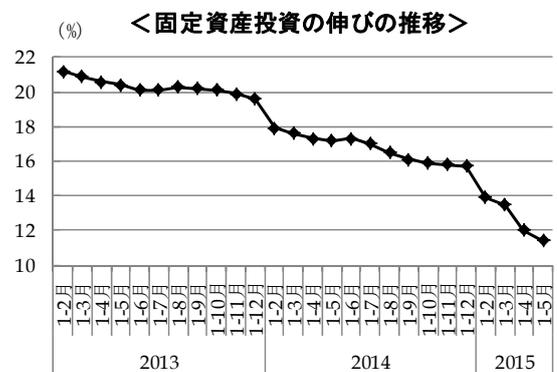
*: 1~5月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

(出所)国家統計局等の公表データを基に作成。



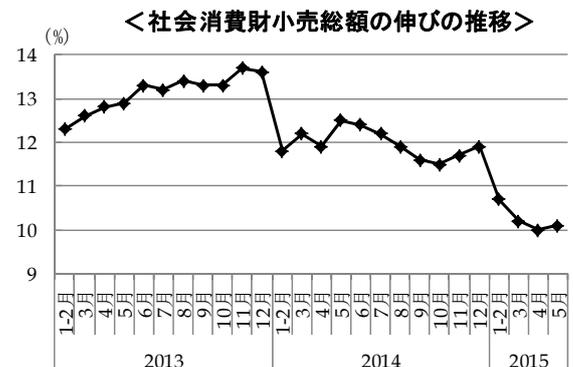
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

◆人民銀行 2015年 GDP 成長率予測 7.0%に下方修正

中国人民銀行は9日、「2015年中国マクロ経済予測(期中見直し)」を発表。2015年のGDP成長率予測を、昨年12月時点の7.1%から7.0%へと下方修正した。4月までの経済指標の軟調な推移を踏まえ、成長の下振れリスクが一段と強まっていると判断した。

下方修正の具体的な要因として、輸出の伸びの鈍化が一段と鮮明になっていること、不動産開発投資が予想以上に減速していること、生産能力の過剰産業、輸出型製造業、不動産業を中心に銀行の貸し渋りが起きており、企業自らの投資意欲も低下していること等を挙げた。

一方、下半期の経済成長は上半期より小幅に改善するとの見通しも示した。政府が上半期に打ち出した一連の景気浮揚策の効果が下半期に顕現すると見ており、不動産市場に回復の兆しが見え始め、主要先進国の経済回復も期待できるとしている。

【産業】

◆5月の自動車販売 前年同月比▲0.4% 2ヶ月連続でマイナスに

中国自動車工業協会の10日の発表によると、5月の自動車販売は190.4万台で前年同月比▲0.4%と2ヶ月連続で伸び率がマイナスとなり、前月比でも▲4.6%と減少した。

車種別販売では、乗用車が160.9万台で前年同月比+1.2%、前月比▲3.6%。商用車は29.5万台で前年同月比▲8.3%、前月比では▲9.6%となったが、前月に比べて下げ幅は縮小した。

乗用車の車種別では、セダンが90.7万台で前年同月比▲10.1%(前月比▲2.7%)、スポーツ用多目的車(SUV)は45.9万台で前年同月比+43.9%(前月比▲0.5%)、ミニバン(MPV)が14.1万台で前年同月比+7.9%(前月比▲15.9%)、クロスオーバー車(CUV)が10.3万台で前年同月比▲22.4%(前月比▲5.3%)と、前年比でSUVの伸びが顕著だった。

5月の乗用車の国別販売シェアは、中資系が39.3%(前月:41.1%)、独系19.1%(前月:18.6%)、日系17.9%(前月:16.5%)、米国系11.5%(前月:10.8%)、韓国系8.0%(前月:8.8%)、仏系4.0%(前月:4.0%)と、独系、日系、米国系が前月比シェアを伸ばしたのに対し、仏系は横ばい、中資系、韓国系は縮小した。

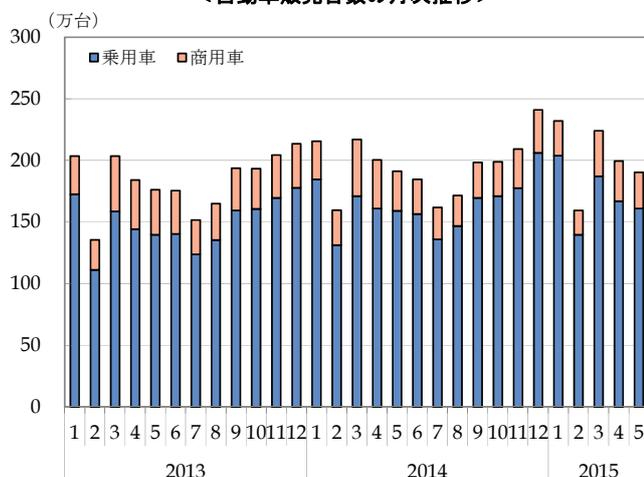
なお、1-5月の累計では前年同期比+2.1%の1,004.6万台となり、国別では、中資系361.2万台、独系170.2万台、日系121.6万台、米国系100.4万台、韓国系71.6万台、仏系31.7万台となった。

＜中国人民銀行/2015年主要経済指標予測＞

項目	2014年	2015年	
	実績	前回予測	今回予測
実質GDP(前年比)	7.4	7.1	7.0
固定資産投資(前年比)	15.5	12.8	12.6
社会消費財小売総額(前年比)	12.0	12.2	10.7
CPI(前年比)	2.0	2.2	1.4
PPI(前年比)	▲1.9	▲0.4	▲4.2
輸出(前年比)	6.1	6.9	2.5
輸入(前年比)	0.5	5.1	▲4.2
貿易黒字対GDP比率	3.7	3.8	4.8
経常黒字対GDP比率	2.1	2.4	2.9

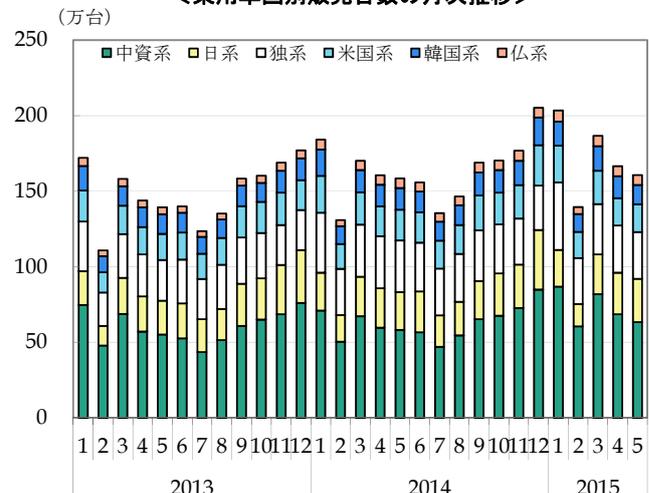
(出所) 2015年6月9日発表中国人民銀行「2015年中国マクロ経済予測(期中見直し)」を基に作成

＜自動車販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜乗用車国別販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

【貿易・投資】

◆四川省 7月1日より最低賃金引き上げ

四川省政府は8日、2015年7月1日より同省の月額最低賃金(最高等級)を従来の1,400元から1,500元に引き上げることを発表した。昨年7月以来1年ぶりの改定で、各等級の平均引き上げ幅は10.4%で前年より4.1ポイント鈍化したという。今年に入ってこれまでに12地域が最低賃金の引き上げを発表した。

また、人力資源社会保障部の5月28日の発表によると、2014年は全国で19地域が最低賃金の改定を行い、平均引き上げ幅は14.1%となり、3年連続で鈍化した。

※各地域の最新の最低賃金については、下記URLご参照

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315061701.pdf>

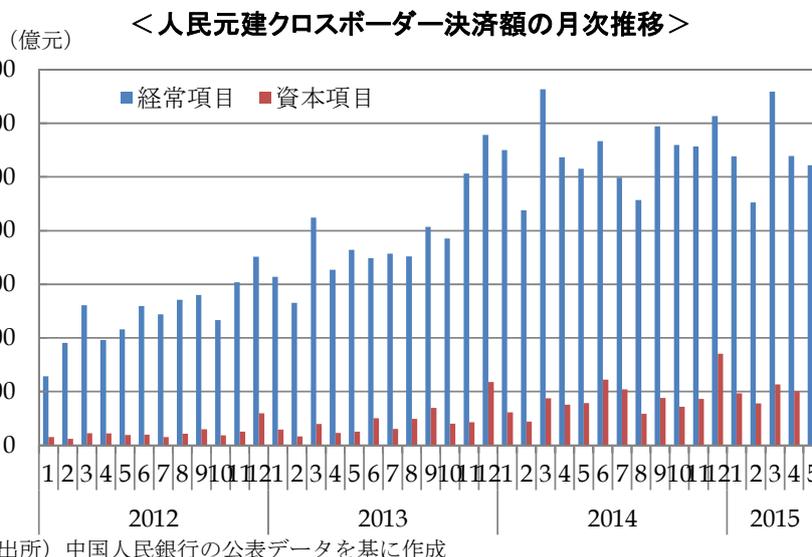
【金融・為替】

◆5月の人民元新規貸出 9,008億元 前年同月比 43億元減少

中国人民銀行の11日の発表によると、5月の人民元新規貸出額は9,008億元と、前年同月比で▲43億元、前月比では+1,929億元となった。5月の社会融資総量(※)の純増は1兆2,200億元と、前年同月比で▲1,387億元、前月比では+1,639億元となった。5月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+10.8%の130兆7,400億元となり、伸び率は4月末の+10.1%からほぼ横ばいだった。

同時に発表した5月のクロスボーダー人民元決済額については、経常項目が5,219億元(前月比▲172億元)、うち、貨物貿易が4,568億元(同▲248億元)、サービス貿易が651億元(同+76億元)。資本項目が1,096億元(同+93億元)、うち、対内直接投資が626億元(同▲177億元)、対外直接投資が470億元(同+270億元)となった。

(※) 社会融資総量 = 人民元貸出 + 外貨貸出 + 委託貸出 + 信託貸出 + 銀行引受手形 + 企業債券 + 非金融企業株式融資 + 保険会社賠償 + 投資用不動産 + その他



◆「人民元国際化報告」 人民元の資本項目自由化をさらに推進

中国人民銀行は11日、初の「人民元国際化報告」を発表し、クロスボーダー人民元の利用状況や人民元国際化に向けた改革の進捗状況と今後の展望を示した。

2014年のクロスボーダー決済における人民元建て決済の割合は23.6%にのぼり、うち、経常項目の決済額は6兆6,000億元(前年比+41.6%)、対内直接投資の決済額は8,620億元(同+92.4%)、対外直接投資の決済額は1,866億元(同+117.9%)となった。

また、人民銀行が各国・地域と締結したスワップ協定は2015年5月末時点で32ヶ国・地域に亘り、その規模は約3兆1,000億元に上っており、英国、韓国、カナダ、オーストラリア、チリ等15ヶ国・地域が人民元クリアリングセンターを設立している。

CHINA WEEKLY

人民銀行は同報告の中で、人民元国際化のさらなる推進に向け、資本項目の自由化措置として、①個人のクロスボーダー投資ルートの拡大、②「滬港通」^(※)の改善と「深港通」^(※)の開始、③外貨管理条例の改訂、④域外投資家による中国資本市場への投資の利便性向上、⑤政策執行上の障壁除去等に取り組む姿勢を示した。

なお、人民元国際化の今後の動向については、人民元クロスボーダー支払いシステム(CIPS)第1期の2015年末までの完成、経常項目におけるクロスボーダー決済の人民元利用の拡大、域外機構による域内における人民元債券発行支援、二国間通貨スワップ協定の拡大、IMFの特別引出権(SDR)通貨への人民元採用推進等を実現させていくとしている。

(※)「滬港通」:上海と香港の証券取引所間の株式取引の相互乗り入れ。2014年11月に試行開始。

「深港通」:深圳と香港の証券取引所間の株式取引の相互乗り入れ。2015年中に試行開始の見込み。

RMB REVIEW

◆動意に欠ける人民元、来週も横ばいを予想

今週の人民元は6.20台半ばで寄り付いた後、6.20台での動意に乏しい推移が続いた。

今週発表された5月の経済指標はまちまちな結果となった。鉱工業生産(前年比+6.1%、4月:同+5.9%)や小売売上高(同+10.1%、4月:同+10.0%)が小幅に改善した一方、輸入は前年比▲17.6%となり、4月の同▲16.1%から減少幅が拡大した。また、固定資産投資(都市部、年初来累計)は前年比+11.4%と鈍化傾向が継続したほか、1~5月の不動産開発投資も前年比+5.1%と1~4月の同+6.0%から更に低下した。これまでの中国人民銀行による金融緩和策が奏功し、新築住宅価格には下げ止まりの兆しが見られるようになってきたが、不動産投資にはまだ波及していないようだ。

こうしたなか、中国人民銀行のエコノミストは、経済予測に関するレポートを発表し、2015年の経済成長率予測を従来の+7.1%から+7.0%へ下方修正した。もっとも、レポートでは、経済活動の下振れ圧力が強まっていると指摘した一方、不動産市場に安定化の兆しがあることにも言及。2015年下期の成長は上期を上回るなど、先行きに関して楽観的な見方も示している。なお、このレポートはあくまでもエコノミストの見解とされており、中国人民銀行の金融政策への程度影響するかは不明だ。

レポートでは、ドル相場の上昇に伴い人民元の実効相場が上昇していることにも触れている。李首相や外為管理局はこれ以上の元安を望まないとの考えを示しているが、中国経済が力強さに欠けるなか、人民元の急上昇も望まないだろう。実際、足もとの対ドル基準値は6.11台での安定推移が続いている。

来週の人民元も対ドル基準値の安定推移が続く中、現水準を中心とした推移を見込む。

(6月12日作成)(市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2015.06.08	6.2055	6.2026~ 6.2083	6.2056	0.0022	4.9474	-0.0255	0.80065	0.0007	6.9131	-0.0743	2.0600	5375.18	114.93
2015.06.09	6.1980	6.1980~ 6.2067	6.2057	0.0001	4.9878	0.0404	0.80049	-0.0002	7.0066	0.0935	2.0500	5356.02	-19.16
2015.06.10	6.2053	6.2044~ 6.2071	6.2061	0.0004	5.0511	0.0633	0.80030	-0.0002	7.0319	0.0253	2.0500	5347.74	-8.28
2015.06.11	6.2052	6.2052~ 6.2087	6.2065	0.0004	5.0257	-0.0254	0.80052	0.0002	6.9873	-0.0446	2.1400	5364.55	16.81
2015.06.12	6.2059	6.2059~ 6.2086	6.2081	0.0016	5.0153	-0.0104	0.80071	0.0002	6.9629	-0.0244	2.1000	5410.86	46.31

(資料)中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

非居住者企業の納税計算と申告手続の変更

1. 非居住者企業の対外送金にかかる企業所得税の“みなし利益率”決定方法の変更

国務院の行政改革（「行政手続の簡素化」の意）の一環として 2015 年に公布された「行政審査批准項目の取消及び調整に関する決定（国発 2015 年 11 号）」により、非居住者企業の企業所得税計算に適用される“みなし利益率”の決定手続に関する通達である「非居住者企業所得税みなし納税管理弁法（国税発（2010）19 号）」の一部改定を定めた「国家税務総局公告 2015 年 22 号」が 2015 年 6 月 1 日より適用となります。

改定前の 2010 年 19 号通達の第 9 条に規定されていた、みなし利益率の決定手続は下記のとおりです。

- ① 非居住者企業が納税方式認定表を記入し、税務局に提出。みなし利益率は企業自らが記入する（ガイドラインとして、請負工事/設計/コンサルティングは 15%～30%、管理サービスは 30%～50%、その他労務・経営活動は 15%以上との定めあり）。
- ② 税務局は提出資料を審査確認し、企業の判断が間違っているとすると、15 日以内に「税務事項決定通知書」を納税者に送る
- ③ 15 日以内に当局からの返答がなければ企業の判断が尊重される

同通達は納税者による自主的な判断が重視されるようになっていた 2010 年当時の時代背景から出された通達であると同時に、納税者の権利保護の観点から当局の意図的な作業の遅延を防止するという意味で、最後の「期限内に当局からの回答がなければ企業の申告内容に従って計算・納税してもよい」という条項が定められています。しかしながら実務はどうだったかという、企業から認定表が出されても当局は“正式な受理を受け付けない”という対応もみられ、実務が円滑に回っていたかという点もそう簡単ではありませんでした。企業側もこのような手順に慣れていないこともあり、当局に非公式に打診をして交渉の後、当局と合意した“みなし利益率”で正式に提出するということがよくありました。

このような矛盾と行革を背景に、同通達第 9 条のどこがどのように変わったのかを見てみましょう。

（原文）

主管税务机关应及时向非居民企业送达《非居民企业所得税征收方式鉴定表》。

非居民企业应在收到《鉴定表》后 10 个工作日内，完成《鉴定表》的填写并送达主管税务机关，

主管税务机关在受理《鉴定表》后 20 个工作日内，完成该项征收方式的确认工作。

- ① まず、主体が企業から当局に変わり、「企業が記入して当局に提出する」手続が「当局が“適宜”認定表を配布する」となりました。さらに認定表の様式も変わっています（後述）。
- ② これを受けて次のアクションも、「当局が審査確認する」から「10 日以内に企業が記入し提出する」となりました。
- ③ 「異論があれば税務局は 15 日以内に判断し回答」から、「税務局は 20 日以内に納税方式（みなし利益率含む）の確認作業を終える」となりました。
- ④ 当局が不対応の場合に企業の申請内容を自動承認する条項が削除されています。

当局主導型に手続が変更されています。次に、みなし利益率の決定方法につき認定表を比較してみましょう。

CHINA WEEKLY

(变更前)

附件

非居民企业所得税征收方式鉴定表

编号:

中文名称:		纳税人识别号:	
英文名称:			
行次	项目	纳税人自报情况	主管税务机关审核意见
1	账簿设置情况		
2	收入核算情况		
3	成本费用核算情况		
4	纳税申报情况		
5	履行纳税义务情况		
6	其他情况		
核定征收方式	<input type="checkbox"/> 按收入总额 <input type="checkbox"/> 按成本费用 <input type="checkbox"/> 按经费支出换算收入		
从事的行业及适用的利润率	<input type="checkbox"/> 承包工程作业、设计和咨询劳务, 核定利润率 () <input type="checkbox"/> 管理服务, 核定利润率 () <input type="checkbox"/> 其他劳务或劳务以外经营活动, 核定利润率 ()		
纳税人对征收方式的意见: 经办人: 负责人签章: 年 月 日	税务机关经办部门意见: 经办人: 负责人签章: 年 月 日	分管局领导意见: (公章) 年 月 日	

注: 1. 本表由非居民企业填写并报送主管税务机关;

2. 在符合情形的□内打“√”, 在核定利润率“()”中填写具体的利润率。

CHINA WEEKLY

(变更后)

附件

非居民企业所得税征收方式鉴定表

编号:

中文名称:		纳税人识别号:	
英文名称:			
从事的行业: <input type="checkbox"/> 承包工程作业、设计和咨询劳务 <input type="checkbox"/> 管理服务 <input type="checkbox"/> 其他劳务或劳务以外经营活动			
行次	项目	情况	
1	账簿设置情况		
2	收入核算情况		
3	成本费用核算情况		
4	纳税申报情况		
5	履行纳税义务情况		
6	其他情况		
以下由税务机关填写			
核定征收方式	<input type="checkbox"/> 按收入总额 <input type="checkbox"/> 按成本费用 <input type="checkbox"/> 按经费支出换算收入		
核定利润率			
纳税人对征收方式的意见: 经办人: 负责人签章: 年 月 日	税务机关经办部门意见: 经办人: 负责人签章: 年 月 日	分管局领导意见: (公章) 年 月 日	

注: 1. 非居民企业从事的行业, 请在符合情形的□内打“√”;

2. 非居民企业自收到本表 10 个工作日内填好并送达主管税务机关;

3. 主管税务机关在受理后 20 个工作日内完成征收方式的确认。

CHINA WEEKLY

変更前では企業が記入する欄にあった“納税方式(収入ベース、原価費用ベース、経費逆算ベースの選択制)”及び“適用されるみなし利益率”(表中の括弧の部分)が、変更後の認定表では、当局記入欄(「以下由税務機関填写」の記載)となっています。つまり、「納税方式もみなし利益率も当局が決定するので、企業自らの判断は無用」となったのです。

みなし利益率認定手続の開始は、当局が“適宜”資料を配布してからとしか記載がありませんが、非居住者企業が中国で工事・コンサルティング活動を行うため結ぶ契約は契約締結から 30 日以内に作業場所の所轄税務当局で契約登記することとされていることから、契約の登記があった企業(または契約相手先～多くは源泉徴収義務者でもある～)に対して認定書の配布がされると思われます。

(対外契約税務登記の様式)

0 扣缴企业所得税合同备案登记				
扣缴义务人	纳税人识别号:		纳税人中文名称:	
	纳税人英文名称:		邮编:	
	地址:		财务负责人:	
	联系人:		电话:	
非居民企业:	临时纳税人代码:		中文名称:	
	英文名称:		国别:	
	其居民国地址(中文):		财务负责人:	
	其居民国地址(英文):		传真:	
合同信息	合同或协议名称:		合同编号:	
	合同签订日期:		合同期限起:	
	合同金额:		币种:	
	支付项目:		折合人民币金额:	
	所得类型:		付款次数:	
	其他资料名称:			
其他	税务机关确认接收合同或协议(复印件)份数			
	情况说明:			

契約登録の要否では、すべて日本で発生する役務の対価(中国からみた海外経費)や、日本本社が立替えた中国子会社の経費(日本での宿泊費、交通費、広告宣伝費など)がよく問題となります。税法原則からは中国での納税を要しない対外支払ですので、現行の対外送金規制の枠内(一回 5 万ドル以下の送金時において銀行窓口で税務関連資料の提出は求められない。但し納税の要否は自主判断し必要時には期限内に申告納税することとされる)であれば契約の登記がなくても代金の決済が可能です。このような場合には、納税方式及びみなし利益率判定の必要性がない、従って当該認定書の提出も要しない(税務局も契約登記がないなかでその存在を知りようがなく、資料の配布も行い得ない)となるでしょう。

2. 非居住者企業所得税年度申告書の公布

非居住者企業及び源泉徴収義務者に対する四半期及び年度申告書の様式が7月1日より変更となります。以下の三種類の非居住者・源泉徴収義務者の様式が用意されています。

- (1) 帳簿を設置し課税計算を行い納税する非居住者企業
- (2) 収入、原価、費用から課税所得をみなし計算し納税する非居住者企業
- (3) 恒久的施設を有さない外国企業に對外支払する内国企業

CHINA WEEKLY

以下、順に解説します。

(1) 帳簿を設置し課税計算を行い納税する非居住者企業

帳簿設置義務があり、認定基準がきびしいことから対象となる非居住者企業はそれほど多くありません。3-5年に及ぶ大規模プロジェクトで採算が不確定な企業に適した方法です。年度申告表は内国企業のそれを踏襲しており、一般企業の場合、税額計算を行う“主表”、主表各項目の明細である“収入明細表”、“原価支出明細表”、“期間費用明細表”に加え、“納税調整項目明細表”、“税収優遇明細表”、“欠損金繰越明細表”を作成します。

様式は内国企業の所得税年度申告表と同じと考えてよいですが、従来からある非居住者企業四半期申告表、年度申告表に比べれば、提供情報量は増えることになります。

帳簿設置義務や海外発生経費の正確性をどのように証明するか(会計士証明などが通常求められます)など認定までのハードルは高いですが、一般企業と同様、欠損金の5年繰越や環境設備償却費の税額控除等の各種優遇を受けられる見込みがあり、複数年に亘る大規模プロジェクトを手がける非居住者企業であれば申請の可能性を検討されるのがよいでしょう。

(2) 収入、原価、費用から課税所得をみなし計算し納税する非居住者企業

いわゆるPE課税を受ける非居住者企業の納税申告がこのカテゴリーであり、前出プロジェクト契約の登録をした非居住者企業に加え、租税条約に基づき恒久的施設課税が免除される非居住者企業も含まれます。期間6ヶ月に満たないプロジェクトは日中租税条約等の規定の適用条件として免税適用申請が求められています。当該申請を行っている非居住者企業も3ヶ月毎に本申告表を提出してください。

四半期ごとに提出する申告表の様式は下記のとおりです。これまでの四半期申告表、年度申告表が統一され、7月1日から本表が使用されます。四半期申告では、支払期限が四半期末でない、半年毎の支払契約となっており請求書ベースで計算・納税しているなどのケースにおいて、7月以降の対応につき所轄の税務局に確認されることをお勧めします。概ね請求ベースで計上するこれまでの納税申告方式が踏襲されることと思われます。年度申告は未払費用を計上し納税することとなるでしょう。

CHINA WEEKLY

(附件5)

中華人民共和國
非居民企業所得稅季度和年度納稅申告表

(みなし課税計算適用企業) / (恒久的施設を構成しない事務所/免税となる国際運輸企業)

課税計算期間 年 月 日 至 年 月 日

納税人識別番号: □□□□□□□□□□□□□□□□

金額単位: 人民幣元 (角分まで)

納税人名称		居住国名称 企業番号		
業種及び類型	<input type="checkbox"/> 請負工事、設計またはコンサルティング <input type="checkbox"/> 管理サービス <input type="checkbox"/> その他労務或いは労務以外の経営活動 <input type="checkbox"/> 国際運輸 <input type="checkbox"/> 駐在員事務所			
プロジェクト名	プロジェクト番号			
租税協定優遇享受の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 恒久的施設を構成せず <input type="checkbox"/> 国際運輸完全免税 <input type="checkbox"/> 国際運輸減免税 協定名称	<input type="checkbox"/> 無		
申告項目		累計金額		
収入総額からのみなし課税所得額の計算	項目1名称	1. 収入額		
		2. 税務当局の判定したみなし利益率 (%)		
		3. 課税所得額 $3=1 \times 2$		
	項目2名称	4. 収入額		
		5. 税務当局の判定したみなし利益率 (%)		
		6. 課税所得額 $3=1 \times 2$		
	項目3名称	7. 収入額		
		8. 税務当局の判定したみなし利益率 (%)		
		9. 課税所得額 $3=1 \times 2$		
	10. 収入総額 $10=1+4+7$			
	11. 課税所得額合計 $11=3+6+9$			
経費支出からのみなし課税所得額の計算	12. 経費支出総額			
	うち: 給与所得			
	賞与			
	手当			
	福利費			
	物品購入費			
	装飾費			
	通信費			
	旅費交通費			
	賃借料			
	設備リース費			
	交通費			
	交際費			
その他費用				
13. 収入換算額				
14. 税務当局の判定したみなし利益率 (%)				
15. 課税所得額 $15=13 \times 14$				
原価費用からのみなし課税所得額の計算	16. 原価費用総額			
	17. 収入換算額			
	18. 税務当局の判定したみなし利益率 (%)			
19. 課税所得額 $15=13 \times 14$				
要納付所得税額の計算	20. 税率 (25%)			
	21. 要納付企業所得税額 $21=11 \times 20$ 或いは 15×20 或いは 19×20			
控除(還付)所得税額の計算	22. 国際運輸減免税所得税額			
	23. 既納付企業所得税額			
	24. 控除(還付)企業所得税額 $24=21-22-23$			
免税免税収入申告	25. 免税収入 $25=(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)$			
	(1) 国債利息収入			
	(2) 内国企業から受領する恒久的施設に実質的に関係する配当収入			
	(3) 条件を満たす非営利団体からの収入			
	(4) 地方政府債券利息収入			
	(5) その他現免税項目名称及び減免項目番号			
(6) その他現免税項目名称及び減免項目番号				

(3) 恒久的施設を有さない外国企業に對外支払する内国企業

技術使用料や商標権使用料などを源泉納税方式で外国企業に支払う場合に、源泉徴収義務者である内国企業が提出する申告表です。送金時に提出申告を要する他、年度末の未払費用計上時にも納税義務が発生しますので当表の提出が必要となるでしょう。租税協定優遇状況の情報の記入が新たに加われました。

12 行の「実際(適用)税率」ですが、使用料などの源泉税率は 10%が標準(10 行)なのですが、香港との租税協定に基づき香港に支払う使用料源泉税率は 7%と優遇されていますので、そういう場合はその率をここに記入します。

CHINA WEEKLY

15 行以下は、主に税務局が使用する欄です。企業側は恒久的施設がないものと判断して“使用料源泉方式”で納税していたところ、税務当局が PE を認定して“みなし課税方式”で納税計算するといったときに用いられます。

(附件7)

中華人民共和国源泉企業所得税申告表

対象期間： 年 月 日 至 年 月 日

源泉納税申告 自主申告

金額単位：人民币元（角分まで）

源泉徴収義務者基本情報：			
納税人識別番号			企業類型番号及び名称
名 称	中：	業種分類番号及び名称	
	英：	連絡人	
所在地	中：	連絡番号	
	英：	郵便番号	
納税義務者基本情報：			
中国の納税義務人識別番号			
居住国の納税者番号	中国での企業名称		中：
居住国名称及び番号			英：
居住国での企業名称	中：	居住国の企業所在地	中：
	英：		英：
申告所得類型及び番号			当申告所得取得時期
契約名称			契約番号
契約開始年月日	契約終了年月日	合同总金额	币种
租税協定優遇享受の有無	<input type="radio"/> 是 <input type="radio"/> 否	適用租税条約名称	
其他優遇待遇享受の有無	<input type="radio"/> 是 <input type="radio"/> 否	適用協定名称	
国内税法優遇享受の有無	<input type="radio"/> 是 <input type="radio"/> 否	国内税法優遇項目名	
以下の内容は法定源泉控除及び自主申告の状況に基づき記入する：			
行	項目		申告金額
1	人民币金額		
2	当申告収入	名称	
3		金額	
4		為替レート	
5		人民币換算額 5=3×4	
6	人民币金額合計 6=1+5		
7	控除額		
8	課税所得額の計算		
9	所得減免額		
10	課税所得額 9=6-7-8		
11	（標準）適用税率（10%）		
12	要納付企業所得税額の計算		
13	要納付企業所得税額 11=9×10		
14	實際（適用）税率（%）		
15	實際要納付企業所得税額 13=9×12		
16	減免企業所得税額 14=11-13		
以下の内容は所轄税務当局が源泉納付状況に応じて記入する			
行	項目		申告金額
17	業種： <input type="radio"/> 請負工事、設計またはコンサルティング <input type="radio"/> 管理サービス <input type="radio"/> その他サービス或いは労務以外の経営活動 <input type="radio"/> 国際運輸		
18	当申告収入		
19	税務当局によるみなし利益率（%）		
20	課税所得額 18=16×17		
21	税率（25%）		
22	要納付企業所得税額 20=18×19		
23	減免所得税額		
24	實際要納付企業所得税額 22=20-21		

7 月以降の納税申告手順・様式の変更につき、アンテナを張り早めに情報入手に努めましょう。

CHINA WEEKLY

上海衆逸企業管理諮詢有限公司
(上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング)
執行董事 鈴木康伸(日本国公認会計士)

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2015年7月17日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>